

# 青森県報

第四千七百七十号

平成二十八年  
七月八日  
(金曜日)

## 目次

### 公 告

液状凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札…………… (港湾空港課) …… 一  
 粒状凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札…………… (同) …… 三  
 簡易型電子線量計システムの購入に係る一般競争入札…………… (会計管理課) …… 四

### 教育委員会

青森丸重油供給単価契約に係る一般競争入札…………… (学校施設課) …… 六

### 公安委員会

警備員指導教育責任者講習 (新規取得講習) の実施…………… (保安課) …… 八  
 警備員指導教育責任者講習 (追加取得講習) の実施…………… (同) …… 九

## 公 告

液状凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十八年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する品質及び規格等は、入札説明書による。

液状凍結防止剤 二百五十キロリットル程度

### 二 納入期間

平成二十八年十一月九日から平成二十九年三月三十一日まで

### 三 納入場所

青森空港管理事務所

### 四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号 (物品等の競争入札参加資格) の一、平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号 (物品等の競争入札参加資格) の一又は平成二十八年二月十日青森県告示第八十八号 (物品等の競争入札参加資格) の一のいずれかの規定によりAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領 (平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。) に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書 (以下「申請書」という。) の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実 (既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。) がない者であること。

### 五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、申請書により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書を平成二十八年八月七日までに青森空港管理事務所長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 審査結果については、当該申請者に対して書面により別途通知する。

### 六 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
青森市大字大谷字小谷一の五  
青森空港ターミナルビル二階 青森空港管理事務所  
電話 〇一七 七三九 二二二一
- 2 入札書の提出期限  
平成二十八年八月十七日 午後五時十五分
- 3 入札の場所及び日時  
(一) 場所  
青森市大字大谷字小谷一の五  
青森空港ターミナルビル二階 青森空港管理事務所会議室  
(二) 日時  
平成二十八年八月二十六日  
なお、時間は入札説明書による。
- 七 入札執行回数  
原則として二回を限度とする。
- 八 入札保証金及び契約保証金に関する事項  
入札保証金及び契約保証金は、免除する。
- 九 落札者の決定方法  
十一の3の定めにより落札対象と判断され、かつ、予定価格の制限の範囲内で、  
売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 契約の締結  
1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。  
2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四  
に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。  
十一 その他  
1 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨  
2 購入物品に係る証明書等の審査  
(一) 入札への参加を希望する者(五の定めにより、入札に参加する者に必要な資  
格を有すると確認された者に限る。以下同じ。)(二)は、入札説明書に基づき、購  
入物品を十分に供給できる体制が整備されていることについての証明書を入札  
書の提出期限までに青森空港管理事務所長に提出し、審査を受けなければなら

ず、また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場  
合には、これに応じなければならない。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき、購入物品の品質規格仕  
様書を入札書の提出期限までに青森空港管理事務所長に提出し、審査を受けな  
ければならず、また、開札日の前日までに当該品質規格仕様書の内容に関する  
説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(一)及び(二)の審査結果については、当該提出者に対して書面により通知する。  
(四) (一)及び(二)の説明及び内容の変更等に応じない者は当該入札に参加すること  
ができないものとする。

### 3 落札対象

購入物品に要求する品質及び規格等が満たされていると判断した2の(二)の品質  
規格仕様書に係る入札書のみを落札対象とする。

### 4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、申請書に虚偽の事実の記  
載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

### 5 入札書の記載方法

入札書記載金額は、一キロリットル当たりの価格とする。なお、落札決定に当  
たつては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算し  
た金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)  
をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税  
事業者であるかを問わず見積もつた金額の百分の百に相当する金額を入札書に  
記載するものとする。

### SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to  
be purchased:

Fluid Anti-icer for runway

2 Delivery Period:

From November 9, 2016 to March 31, 2017

3 Time limit for tender:

5:15 P.M. August 17, 2016

4 Contact Point for the notice:

Aomori Airport Administration Office

1-5 Kotani Otani  
Aomori City, Aomori 030-0155  
JAPAN  
TEL 017-739-2121

粒状凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十八年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する品質及び規格等は、入札説明書による。

粒状凍結防止剤 百九十トン程度

二 納入期間

平成二十八年十一月九日から平成二十九年三月三十一日まで

三 納入場所

青森空港管理事務所

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十八年二月十日青森県告示第八十八号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定によりAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づき知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、申請書により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書を平成二十八年八月七日までに青森空港管理事務所長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 審査結果については、当該申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
青森市大字大谷字小谷一の五  
青森空港ターミナルビル二階 青森空港管理事務所

電話 〇一七 七三九 二二二一

2 入札書の提出期限

平成二十八年八月十七日 午後五時十五分

3 入開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市大字大谷字小谷一の五

青森空港ターミナルビル二階 青森空港管理事務所会議室

(二) 日時

平成二十八年八月二十六日

なお、時間は入札説明書による。

七 入札執行回数

原則として二回を限度とする。

八 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

九 落札者の決定方法

十一の3の定めにより落札対象と判断され、かつ、予定価格の制限の範囲内で、

売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

2 購入物品に係る証明書等の審査

(一) 入札への参加を希望する者(五の定めにより、入札に参加する者に必要な資格を有すると確認された者に限る。以下同じ。)は、入札説明書に基づき、購入物品を十分に供給できる体制が整備されていることについての証明書を入札書の提出期限までに青森空港管理事務所長に提出し、審査を受けなければならない。また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき、購入物品の品質規格仕様書を入札書の提出期限までに青森空港管理事務所長に提出し、審査を受けなければならない。また、開札日の前日までに当該品質規格仕様書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(三) (一)及び(二)の審査結果については、当該提出者に対して書面により通知する。  
(四) (一)及び(二)の説明及び内容の変更等に応じない者は当該入札に参加することができないものとする。

3 落札対象

購入物品に要求する品質及び規格等が満たされしていると判断した2の(二)の品質規格仕様書に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

入札書記載金額は、一トン当たりの価格とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落

札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:  
Solid Anti-icer for runway

2 Delivery Period:  
From November 9, 2016 to March 31, 2017

3 Time limit for tender:  
5:15 P.M. August 17, 2016

4 Contact Point for the notice:  
Aomori Airport Administration Office  
1-5 Kotani Otani  
Aomori City, Aomori 030-0155  
JAPAN  
TEL 017-739-2121

簡易型電子線量計システムの購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十八年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品(以下「購入物品」という。)の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

簡易型電子線量計システム 一式

二 納入期限

平成二十九年三月十七日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）の二又は平成二十八年二月十日青森県告示第八十八号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定によりAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

6 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十八年七月二十九日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九〇九八

4 提出部数 二部

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九〇九八

七 入開札の日時及び場所

1 日時

平成二十八年八月十九日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 南棟四階会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、購入物品に要求する性能等が満たされると判断された製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Electronic dosimeter system, 1set

2 Time limit for tender:

19 August, 2016 (Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact Point for the notice:

Account Management Division

Accounting Bureau

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9098

教育委員会

青森丸重油供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十八年七月八日

青森県教育委員会教育長 中 村 充

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

重油（JIS一種一号 硫黄分〇・一パーセント以下）

七百三十キロリットル（購入予定数量）

二 納入期間

契約締結の日から平成二十九年三月三十一日まで

三 納入場所

八戸港 青森丸

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）の二又は平成二十八年二月十日青森県告示第八十八号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、物品の購入の契約についてAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）に基づく石油

製品の販売業の届出をしていることを証明した者であること。  
6 購入物品について十分な供給体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、申請書により審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十八年七月二十九日までに青森県教育庁学校施設課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

4 提出場所

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁学校施設課財務グループ

電話 〇一七 七三四 九八七三

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁学校施設課財務グループ

電話 〇一七 七三四 九八七三

2 入札書の提出期限

平成二十八年八月十七日 午後五時十五分

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁学校施設課入札室

平成二十八年八月十八日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項  
入札保証金及び契約保証金は、免除する。

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

購入物品を確実に納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

詳細は、入札説明書による。

4 入札書の記載方法

入札金額は、一キロリットル当たりの単価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもつて落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Fuel Oil (JIS Class 1 No. 1 Sulfur (wt%) ≤0.1)  
730 kiloliter

2 Delivery period:

From the day of the commencement of the contract to March 31, 2017

3 Delivery place:

Aomori-maru Hachinohe Port

4 Time limit for tender:  
5:15 p.m. August 17, 2016

5 Contact point for the notice:  
School Facility and Management Division,  
Aomori Prefecture Board of Education  
2-3-1  
Shinmachi Aomori City, Aomori 030-8540  
JAPAN  
TEL: 017-734-9873

## 公安委員会

青森県公安委員会告示第八十一号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号。以下「講習規則」という。）第二條の規定により公示する。

平成二十八年七月八日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

- 一 講習の区分  
法第二條第一項第一号に規定する警備業務に係る新規取得講習
- 二 実施期間及び実施時間  
平成二十八年八月二十九日（月）から同年九月六日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後四時五十分まで
- 三 実施場所  
青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館
- 四 受講定員  
二十五人（予定）
- 五 受講対象者

受講申込日において、次のいずれかに該当する者とする。

- 1 最近五年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
  - 2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四條に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十二條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
  - 3 検定規則第四條に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
  - 4 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一條第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
  - 5 旧検定規則第一條第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- 六 受講申込みの手続
- 1 受講申込みの受付期間等
    - (一) 受付期間  
平成二十八年八月八日（月）から同月十二日（金）までの間（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）
    - (二) 受付時間  
午前九時から午後五時までの間
    - (三) 受付の締め切り  
受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。
  - 2 受講申込書の受付場所  
青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課
  - 3 申込方法  
六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行う



こととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

- (一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- (二) 五の2に該当する場合には、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し
- (三) 五の3に該当する場合には、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し
- (五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料四万七千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

- 1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
- 2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

- 1 青森県警察本部生活安全全部保安課  
電話〇一七 七二三 四二一一
- 2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第八十二号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項

第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第二条の規定により公示する。

平成二十八年七月八日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

一 講習の区分

法第二十二條第一項第一号に規定する警備業務に係る追加取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成二十八年九月一日（木）から同月六日（火）までの間（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後四時五十分まで

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

五人（予定）

五 受講対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

- 1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事し

ている者

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）（第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

六 受講申込みの手続

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十八年八月九日（火）から同月十二日（金）までの間（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）（一通及び既に交付を受けている当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。）

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(二) 五の2に該当する場合には、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限

る。）の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料二万三千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部保安課

電話〇一七 七三三 四二二一

2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭